鳥取市人権教育推進員（会計年度任用職員）採用試験受験案内

（令和８年１２月１日採用分）

令和８年１０月３０日
鳥取市総務部人権政策局人権推進課

鳥取市では、鳥取市役所本庁舎、総合支所に勤務する人権教育推進員（会計年度任用職員）を次のとおり募集します。

１　配置を予定している職種、勤務条件等

（１）配置を予定している職種 ･･･････人権教育推進員
（２）勤務場所 ･･･････････････････人権推進課（本庁舎）
（３）採用予定者数 ･･･････････････２名程度

２　応募条件

次の項目を全て満たす人
（１）人権に関する知識と人権感覚を備え、様々な人権問題の解決に向けて意欲ある人（未経験でも可）
（２）研修会等の日程によっては、平日の夜間、土曜日、日曜日、祝日の勤務にも対応できる人
（３）一定のパソコン操作技能（ワード・エクセルなど）を有する人
（４）普通自動車運転免許（ＡＴ限定可）を有し、公用車の使用及び自家用車を公務使用できる人
※自家用車公務使用の場合、燃料代は規定に基づき支給
※一定額以上の自動車損害賠償責任保険及び任意保険に入っていること

３　業務内容

人権教育推進員としての知識やスキルを習得していただく研鑽や研修の時間を充分設けています。
（１）市民への人権に関する講演会や研修会等の企画や、研修等での指導・助言などを行い、広く市民に人権尊重意識の普及・高揚を図ること。
（２）企業が行う人権研修等での指導・助言や、企業の人権研修計画のアドバイスを行い、職場における人権尊重意識の普及・高揚を図ること。
※上記業務の他に「災害時の応急対応業務」に従事いただく場合があります。

４　報酬その他の労働条件

（１）任用期間　「令和８年１２月１日以降の採用日から令和９年３月３１日まで」
従事する職（業務）が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績及び業務・予算措置の状況等に応じて、翌年度に再度任用される場合があります。
ただし、採用日から５年を経過する年度末までが再度任用の限度となります。
（令和８年１２月１日採用の場合、最長で令和１４年３月３１日まで）
（２）報酬（月額）　１９０，３００円＋通勤費＋期末・勤勉手当
※報酬額は「見込額」です。今後給与改定等があった場合はそれによります。
※通勤距離が片道２㎞以上の場合に距離数に応じて通勤費を支給します。また、各種公共交通機

関を利用する場合は、定期又は回数券利用に係る費用を支給します。
（自動車等利用者は３８，７００円、公共交通機関等利用者は１５０，０００円を上限とします。）

（３）勤 務 時 間　　週３０時間を基本とします。
※業務の都合等により、休日または所定の勤務時間を超えて勤務いただく場合があります。

（４）社 会 保 険　　健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償または労災保険

（５）そ　の　他　　・年次有給休暇、病気休暇、特別休暇等を設けています。
（有給・無給の休暇があります。）
・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員の服務に関する各規定が適用されます。
・再度の任用時に勤務地の変更（異動）を行う場合があります。

５　受験できない者

（１）地方公務員法第１６条の規定により次のいずれかに該当する人
・拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
・鳥取市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人
・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（２）日本国籍を有していない人で、就労に制限のない在留の資格を取得していない人

６　試験日時・試験会場

（１）試 験 日　　令和８年１１月１７日（火）

（２）受付時間　　１３時００分～１３時２５分

（３）試験時間　　筆記試験　　１３時３０分～１４時３０分（６０分間）
人物試験　　１４時４０分～

（４）試験会場　　鳥取市役所本庁舎　６階　６－６会議室（鳥取市幸町７１番地）

７　試験科目

試験科目	内容
筆記試験	作文　※８００字以内 テーマ「鳥取市人権施策基本方針の内容を踏まえて、市民の人権尊重意識の高揚を図るために、人権教育推進員としてどのように取り組みたいと考えるか」
人物試験	個別面接による口述試験
書類審査	申込書による書類審査（志望動機、資格・免許、経歴など）

８　試験申込

（１）申　込　先　　〒680-8571 鳥取市幸町７１番地
鳥取市総務部人権政策局人権推進課 政策推進・啓発係
（市役所本庁舎４階 ４３番窓口）

（2）申 込 方 法

本市指定の**「鳥取市人権教育推進員(会計年度任用職員)採用試験申込書（令和８年度採用分)」**に必要事項を記入し、鳥取市総務部人権政策局人権推進課（市役所本庁舎４階 ４３番窓口）まで**持参または郵送にて、令和８年１１月１０日（火）までに提出（郵送の場合は必着）してください**（添付する顔写真は、カラー、無帽、背景なしでお願いします)。

※ 申込書を直接持参される場合は、８時３０分から１７時１５分の間にご来庁ください。
ただし、土曜日・日曜日・祝日は除きます。

※ 郵送の場合、封筒の表に「会計年度任用職員申込書在中」と朱書きしてください。

※ 提出書類は返却しませんので、ご了承ください。

※ 本試験に関して収集した個人情報については、試験の選考、合格通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

９ 合格者の決定方法

（1）筆記試験、人物試験、書類審査の合計得点の高い順に合格者を決定します。
但し、各試験科目にはそれぞれ基準点があり、合計得点が基準点に達しない場合は不合格となります。また、各試験科目の得点が基準点を著しく下回った場合、不合格となることもあります。
なお、試験結果によっては、合格者が採用予定人数に到達しない場合もあります。

（2）合格者の辞退又は合格の取り消し等により当該合格者が採用にならない場合は、選考試験の得点の高い順から繰り上げて採用することがあります。

（3）地方公務員法の規定に基づき、採用はすべて条件付とし、採用後１か月の勤務成績が良好であった場合、会計年度任用職員に正式採用します。

１０ 合格者発表

令和８年１１月下旬（予定）に文書で通知します。

１１ 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証、個人番号カード等の写真付きの身分証明証のいずれか一点を携帯して、直接開示場所（問い合わせ先）へおいでください。電話、はがき、代理等による請求では開示できません。

開示対象者	開示の内容	開示期間
受験者本人	試験の得点、順位	試験の合格発表の日から１か月間

１２ 試験に関する注意事項

（1）試験当日は受験票を持参し、必ず受付時間内に受付し、係員の指示に従ってください。
原則として、遅刻者は受験できません。

（２）受験の際は、受験票、筆記用具（ＨＢの鉛筆、消しゴム）、時計を必ず持参してください。
（３）試験中は携帯電話、スマートフォンなど携帯端末の使用は禁止します。
（４）合格者の辞退又は合格の取り消し等により当該合格者が採用にならない場合は、選考試験の得点の高い順から繰り上げて採用することがあります。

１３　問い合わせ先

不明な点等ございましたら、鳥取市総務部人権政策局人権推進課（電話：０８５７－３０－８０７１）までお問い合わせください。